

仕 様 書

1 件 名

施設入浴サービス事業送迎車運行業務委託

2 目 的

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）が運営する目黒区心身障害者センターあいアイ館（以下、「施設」という。）の施設入浴サービス事業利用者等に対し、送迎及び添乗時における介助を安全且つ適切に行い、利用者が安心して通うことのできるよう、事業運営の一躍を担うことを目的とする。

3 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

目黒区心身障害者センターあいアイ館（東京都目黒区八雲一丁目1番8号）

5 受託者の業務に必要な条件

受託者は、業務履行にあたり、次に挙げる項目の条件を満たさなければならない。

- (1) 履行期間前に、業務遂行に関する必要な各種法令に基づく許可、認可及び免許等を有していること。
- (2) 履行期間前に、道路運送法に関わる自動車運送事業の審査基準に準じた設備や体制が整っていること。
- (3) 福祉輸送に事業実績を有し、且つ福祉に精通する者が定期的に乗務員への指導及び講義を行うことができること。
- (4) 一般貸切・特定旅客事業の免許を保有する事業者であること。

6 運行車輛種別、台数及び車輛仕様

運行車輛の種別、台数及び車輛仕様については、別紙「運行車輛種別、台数及び車輛仕様」のとおりとする。

7 運行区域

原則として施設と目黒区内の利用者宅及び施設が指定する区域とする。

なお、運行区域において通行区間が通行禁止区域を含む場合は、受託者は通行禁止除外指定車の許可を受けるものとする。

8 運行日

土曜日、日曜日、年末年始（12月28日から1月4日）及び目黒区の告示により休館とする日を除く毎日。

9 運行時間

原則として午前8時から午後5時までの間で、施設が指定する時間とする。但し、行事実施

等のため開所する場合はその限りではない。

10 業務内容

受託者は、業務履行にあたり、次に挙げる項目の業務内容を履行するものとする。

(1) 運転業務

- ア 施設が指示する運行経路及び時間等に従い、車輛の運行にあたること。
- イ 利用者の状況を鑑み、走行中は特に安全運転（静かな発進や停止等）を心掛けること。

(2) 添乗業務

- ア 施設が指示する車輛に同乗し、車輛を利用する者の添乗を行うこと。
- イ 利用者の状況を鑑み、乗車時、走行時及び降車時等における事故や怪我等には十分注意を払うこと。

(3) その他

- ア 利用者の介助については、運転及び添乗業務従事者において行うこと。
- イ 車椅子昇降リフトの操作、車椅子の固定及びシートベルトの装着は、運転及び添乗業務従事者により行うこと。
- ウ 送迎業務終了後は施設に戻り、その旨を施設へ報告すること。
- エ 当日の運転記録は、原則業務終了時に施設に提出すること。
- オ 運行時間帯以外の時間は、施設の指定場所で待機すること。

11 人員配置

受託者は、業務履行にあたり、次に挙げる従事者を配置するものとする。

(1) 運転及び添乗業務従事者

運転及び添乗業務従事者は、車輛1台に対して下表のとおり配置すること。なお、祝祭日の運行に際しては、必要に応じて追加配置すること。

運転業務従事者	添乗業務従事者
1人	1人

(2) 業務責任者

受託者は、施設の任にあたらせるために、運転従事者の中から業務責任者（社会福祉施設等で利用者送迎等の経験を有する者）を定め、運行管理及び監督を行うとともに、施設との連絡を密に行い、送迎業務の円滑化を図ること。

(3) 業務責任者の代行

受託者は、運転従事者のうちから業務責任者代行を選任し、業務責任者が不在の時、その責務を代行する者を予め選任しておくこと。

12 業務履行上の責務

受託者は、業務履行にあたり、次に挙げる項目の責務を遵守するものとする。

(1) 業務従事者及び業務責任者の届出

受託者は、業務従事者及び業務責任者について予め施設に従事者名簿（任意様式）を届け出るものとし、業務従事者を変更する場合は、その都度事前に従事者名簿を届け出るものとする。

- (2) 受託者は、運行中の利用者安全に十分留意し、乗降車時及び走行中の車内外の安全確認等、運行上必要な業務やリフト操作及び介助を行うこと。
- (3) 受託者は、事故及び緊急時、或いはその他必要がある場合には、直ちに施設に連絡し、施設長又は施設長が指定する者から以後の指示を受けること。なお、重大な事故の場合には、事業団へ報告を行うこと。
- (4) 受託者は、運行車輛を常時点検及び整備し、道路交通法及び道路運送車輛法等の関係法規の規則を遵守すること。
- (5) 受託者は、全車輛に救急用品及び緊急時に必要な用品等を常備すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報や利用者の個人情報について守秘義務を負うものとする。本業務を離れた後も同様とすること。
- (7) 受託者は、利用者に対しては人権侵害となる言動を行わないこと。
- (8) 受託者は、環境保全に配慮し、運行中のアイドリングストップを励行すること。
- (9) 受託者は、原則として業務中は制服を着用し、常に清潔な身だしなみに心掛けること。
- (10) 受託者は、安定的な運行業務を履行するため、従事者を継続的に従事させるように努めること。
- (11) 受託者は、送迎運行について協議を要する事項が発生した場合、施設長に意見の申し出を行ったうえでその解決に努めること。
- (12) 研修
 - ア 受託者は、従事者に対し、安全運行及びリフト操作や車椅子操作、車輛内の車椅子固定方法等車内における安全確保に関する留意事項並びに利用者の障害状況に応じた介助方法等について、乗務開始前に1週間程度の研修を必須とすること。
 - イ 受託者は、年1回以上従事者に対し、安全管理、接遇、障害への理解促進、緊急時の対応等の研修を行うこと。なお、研修内容については、施設と十分協議を行うこと。
 - ウ 施設は、必要に応じて送迎全般、送迎に際し必要となる利用者の状況及び留意すべき事項について、従事者へ研修を実施することができるものとする。

13 緊急時対応の整備

受託者は、緊急時における対策及び対応について、次に挙げる項目のとおり整備したうえでその内容を施設へ提示するものとする。

なお、次に挙げる項目のほか、送迎運行に支障が生じないよう緊急時に備え、常に対策を講ずるものとする。

(1) 緊急時マニュアルの作成等

受託者は、送迎中の利用者の急変、事故等交通事情の突発事項の発生等に対応するため、予め施設と協議し連絡及び対応方法等のマニュアルを作成すること。

(2) 緊急時の対応

ア 利用者の急変及び送迎運行上の事故が発生したときは、前記(1)のマニュアルに基づき、速やかに施設に連絡すること。

イ 送迎車が故障等により使用不可能となった場合は、速やかに代車を用意したうえで送迎を続行すること。

ウ 従事者に急な欠員が生じた場合は、速やかに代替従事者により送迎を行うこと。

14 施設、設備、器具等の使用及び管理

- (1) 車輛は施設敷地内所定の場所へ駐車すること。
- (2) 施設内に設けられた従事者控室や備付の設備及び器具等の使用にあたっては、丁寧に使用し、美化に努めること。なお、従事者控室の美化については、特に努めること。

15 費用負担について

費用の負担については、次の項目に挙げるとおりとする。

(1) 施設の負担

- ア 施設敷地内車輛駐車スペース及び従事者控室の確保。
- イ 業務履行に必要となる水道光熱費。

(2) 受託者の負担

- ア 送迎車運行に関する費用（燃料費・有料道路代・駐車料金・旅費・搭乗者保険等）。
- イ 送迎車輛の法定点検、修理及びその他点検費用。
- ウ 送迎車輛内搭載の電話（携帯電話含む。）使用料金。
- エ その他の乗務員に掛かる一切の費用。

16 禁止事項

受託者は、次に挙げる禁止事項について遵守するものとする。

- (1) 事業団及び施設の信用を傷つけ、又は利益を害すること。
- (2) 業務以外の目的で施設設備・車輛その他の物品を使用すること。
- (3) 施設の管理する敷地内で政治活動及び宗教活動等、私的活動をすること。
- (4) 施設の管理する敷地に張り紙をし、若しくは施設内で印刷物を配布すること。

17 損害賠償

受託者は、業務履行にあたり、施設又は第三者に損害を及ぼした時には、その賠償を負うものとする。但し、受託者の責めに帰さない場合は、その限りではない。

18 その他

- (1) 搭乗者保険の内容については、施設の承諾を得るものとする。
- (2) 本契約については、目黒区公契約条例の適用対象となるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、事業団と受託者で協議のうえ、これを定めるものとする。

以 上

運行車輛種別、台数及び車輛仕様

1 運行車輛種別及び台数

車輛種類	台 数
リフト付ワゴン車	1 台

脚注：祝祭日の運行で車輛を複数台要する場合は、必要に応じて車輛を増車すること。

2 車輛仕様

(1) 車体

リフト付ワゴン車

(2) 規格等

ア ガソリン車仕様

イ 座席数 前部座席（運転席・助手席・補助席）

後部座席（座席3、補助席2、車椅子席2又はストレッチャー1台）

ウ 車椅子昇降リフト付（リフト位置後方）

エ 車椅子固定装置付（2セット）

オ 車椅子収納装置付

カ ストレッチャー1台（キャスター付）

キ ストレッチャー固定装置1セット

ク 冷暖房装置付

ケ 可動式アームレスト付き（通路側）

コ シートの表皮はビニールレザーとすること

サ 室内灯付

シ 電動又はスライドドア連動ステップ付

ス 自動車電話（携帯電話）付

セ その他搬送に必要なもの

ソ 身体障害者乗車に必要な手すり一式付（形状については、別途協議）

タ その他の仕様については、事業団と受託者との協議のうえ定める。

以 上